

## ⇩ 一括納付した特許料・出願料の取扱い

**Q** : 当社は、新製品開発に際し、新技術の特許出願しました。この特許出願時に納付した出願料と存続期間20年分を一括して納付した場合の特許料は、全額納付時の損金とてよろしいでしょうか？

**A** : 出願料は納付時の損金とすることができます。特許料は、第1年分から第3年分は納付時の損金とすることができますが、第4年分以後の各年分については、前払費用として資産計上する必要があります。

### 【解説】

特許権等の工業所有権は、無形減価償却資産に分類されており、自己の行った試験研究に係る出願料、特許料等の費用は取得価額に算入しないことができることとされています。

一方、出願料と特許料の納付期限は特許法によると次のようになっています。

- ・ 出願料 出願時
- ・ 特許料 ①第1年分から第3年分は特許査定等謄送達から30日以内一括納付 ②第4年分以後の各年分はその年分の前年以前に納付

したがって、出願料及び第1年分から第3年分の特許料については、期限内に納付することが出願と登録の条件となっており、現実に納付した時の損金とすることができます。しかし、第4年分以後の各年分の特許料は特許権者として登録された特許権を存続させるために支出する維持費と考えられますので、本来の納付すべき日を含む事業年度の損金の額に算入することとされています。

